

プラスチックごみの削減に向けた対策の強化を求める意見書

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されており、このままでは2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

プラスチックごみの排出抑制、海洋プラスチック問題への対応は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）においても求められているように、現在、世界的に取り組まれている課題であり、我が国もこれまで、適正処理や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んできた。しかし、我が国の使い捨てプラスチックの一人当たりの排出量は世界で2番目に多く、また、年間約2～6万トンのプラスチックごみが日本の陸上から海洋に流出しているとの報告もなされている。

このような中、国は、プラスチック資源循環戦略を策定し、2030年までに使い捨てプラスチックの排出量を累積で25%削減し、容器包装の6割をリユース・リサイクルすることなどを目指すこととした。また、G20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されている。

しかし、容器包装のリサイクルを進めるに当たっては、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が地方公共団体の負担となっており、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者に対してごみの発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが十分に働いていないという指摘がなされている。

アジア各国においてプラスチックごみの輸入規制が進み、国内で処理しなければならないごみの量がますます増加している中、プラスチック資源循環戦略や大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの目標を達成し、持続可能な循環型社会を形成するためには、拡大生産者責任を強化し、ごみ処理にかかる社会的費用を低減させ、環境に配慮した製品が開発・生産されるようにするといった抜本的な対策の強化が必要である。また、こうした問題について、国民一人一人が理解を深め、プラスチックごみの削減に向けた具体的な行動・活動につなげていくことが重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、拡大生産者責任の強化や国民的機運の醸成など、プラスチックごみの削減に向けた対策の強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣

}

宛（各 通）